

岡崎市創業資金利子補給補助金

日本政策金融公庫の下記該当制度を利用して新たに事業をはじめる方に利子の一部を補助します。

(岡崎市内に住所(本店)及び主たる事業所がある方、開業5年未満の方が対象)

補助対象融資制度

- ①新企業育成貸付 ②一般貸付 ③生活衛生貸付 ④企業活力強化貸付
⑤マル経融資(小規模事業者経営改善資金) ⑥挑戦支援資本強化特別貸付

申請期限

2回目の利子支払い日まで

(ただし、自動車購入資金を含む場合は、申請期限が異なる場合がありますので、下記まで事前にご相談ください。)

補助内容

遅滞なく返済した2回目から7回目(※1)の利子合計の45%(上限20万円)

※ただし、岡崎市多様な働き方推進事業者認証制度「ウイズ認証」を取得している場合は60%

(※1 今回の借入で車両を購入し、車検証の交付日が2回目の利子支払い以降となる場合は、車検証交付日以降に支払った6回分の利子)

ウイズ認証とは

岡崎市の働き方改革の一環として、「女性活躍推進」、「ワーク・ライフ・バランス」及び「多様な人材の活躍」等の多様な働き方について積極的に取り組む市内事業者を申請に基づき認証する制度です。



詳細はこちら

申請方法

下記の必要書類を市役所商工労政課へ提出してください

- ①補助金交付申請書 ②貸付実行通知書
③創業した日または創業予定日がわかる次のいずれかの書類
創業計画書(公庫所定)(写)・開業届(写)・履歴事項全部証明書(写)
④支払額明細書 ⑤市税完納証明書(原本) ⑥許認可証(写)
⑦車両の購入の場合は車検証(写)

商工労政課労政金融係(市役所西庁舎地下1F) TEL 0564-23-6214 FAX 0564-23-6213